

第六十四回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和四十五年十一月二十四日)(火曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 天野 公義君
理事 伊能繁次郎君 理事 熊谷 義雄君
理事 佐藤 文生君 理事 坂村 吉正君
理事 塩谷 一夫君 理事 大出 俊君
理事 伊藤惣助丸君 理事 和田 耕作君
理事 阿部 文男君 理事 伊藤宗一郎君
理事 加藤 陽三君 理事 笠岡 喬君
理事 菊池 義郎君 理事 鯨岡 兵輔君
理事 辻 寛一君 理事 中山 利生君
理事 葉梨 信行君 理事 古井 喜實君
理事 畑田 政孝君 理事 山口 敏夫君
理事 石橋 政嗣君 理事 木原 実君
理事 佐藤 親樹君 理事 高田 富之君
理事 横路 孝弘君 理事 鬼木 勝利君
理事 渡部 一郎君 理事 受田 新吉君
理事 東中 光雄君

昭和四十五年十二月三日(木曜日) 午前十時四十七分開議

出席委員

- 委員長 天野 公義君
理事 伊能繁次郎君 理事 熊谷 義雄君
理事 佐藤 文生君 理事 坂村 吉正君
理事 塩谷 一夫君 理事 大出 俊君
理事 伊藤惣助丸君 理事 和田 耕作君
理事 阿部 文男君 理事 伊藤宗一郎君
理事 加藤 陽三君 理事 笠岡 喬君
理事 辻 寛一君 理事 葉梨 信行君
理事 山口 敏夫君 理事 上原 康助君
理事 佐藤 親樹君 理事 横路 孝弘君
理事 鬼木 勝利君 理事 山田 太郎君
理事 受田 新吉君 理事 東中 光雄君

出席國務大臣

- 法務大臣 小林 武治君
外務大臣 愛知 揆一君
建設大臣 根本龍太郎君
國務大臣 山中 貞則君
(総理府総務長)

出席政府委員

- 人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局 岡田 勝二君
任用局長 尾崎 朝夷君
人事院事務総局 島 四男雄君
給与局長 栗山 廉平君
人事院事務総局 防衛庁人事局長 江藤 淳雄君
総理府人事局長 局長 防衛庁人事教育 局長
内閣委員会調査 室長 茨木 純一君

委員の異動

十一月二十四日

- 菊池 義郎君 補欠選任 篠田 弘作君
高田 富之君 上原 康助君
渡部 一郎君 山田 太郎君

十一月二十七日

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出第一号)
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出第一号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。
今会期中、国の行政の改善をはかり、公務員の制度及び給与の適正を期するため、
一、行政機構並びにその運営に関する事項
二、恩給及び法制一般に関する事項
三、国の防衛に関する事項
四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典に関する事項

以上の各事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により国政調査を行なうこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○天野委員長 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案及び国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。)は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、部内の職員(人事院規則で定める職員を除く。)を派遣することが

できる。

- 一 わが国が加盟している国際機関
- 二 外国政府の機関
- 三 前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めらるるもの

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合に、当該職員の同意を得なければならない。

(派遣職員の身分)

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に必要事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合に於ては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に関する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)附則第六条第一項の規定の適用についても、同様とする。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害に対し国家

公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行なわない。

第七条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)又は地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十三年法律第五十三号)の規定の適用についても、同様とする。

2 派遣職員に関する国家公務員共済組合法第八十一条第二項、第八十六条若しくは第九十二条又は地方公務員等共済組合法第八十六条第二項、第九十一条若しくは第九十七条の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害に対して派遣先の機関等から補償が行なわれることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による療養補償又は障害補償年金若しくは遺族補償年金の支給が行なわれないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を当該療養補償、障害補償年金又は遺族補償年金に相当する補償とみなす。

第八条 派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(派遣職員に関する国家公務員等退職手当法の特例)

第九条 派遣職員に関する国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定

は、派遣職員の派遣の期間については、適用しない。

(派遣職員に対する旅費の支給)

第十条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失ふることのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)

第十二条 第二条から第四条まで及び第六条の規定の実施に必要事項は、人事院規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にあり休職にされ、第二条第一項各号に掲げる機関(以下「国際機関等」という。)の業務に従事している職員のうち、人事院規則で定めるものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という)に派遣職員となるものとする。

3 施行日前に国家公務員法第七十九条の規定に基づく人事院規則の定めるところにより休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き施行日において職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で政令で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間(政令で定める期間に限る。)については、国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定は、適用しない。

4 施行日前に国際機関等の業務に従事するため職員を退職し、かつ、引き続き当該国際機関等

の業務に従事した後、引き続き再び職員となつた者で、政令で定めるものの国家公務員等退職手当法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、政令で定める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

5 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第 号)第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、調整手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合に於ては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)第四条に規定する給与準則」とする。

理由

国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等の業務に従事するために派遣される一般職の国家公務員の処遇等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(国家公務員災害補償法の一部改正)
第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「事実に婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十七条第一項を次のように改める。

遺族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- 一 一人 平均給与額に三百六十五を乗じて得た額(以下「平均給与額の年額」という)の百分の三十に相当する額。ただし、五十五歳以上の妻又は人事院規則で定める廃疾の状態にある妻にあつては平均給与額の年額の百分の四十に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻(当該人事院規則で定める廃疾の状態にある妻を除く)にあつては平均給与額の年額の百分の三十五に相当する額とする。
- 二 二人 平均給与額の年額の百分の四十五に相当する額
- 三 三人 平均給与額の年額の百分の五十に相当する額
- 四 四人 平均給与額の年額の百分の五十五に相当する額
- 五 五人以上 平均給与額の年額の百分の六十に相当する額

第十七条に次の一項を加える。
4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに

至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十歳又は五十五歳に達したとき(第一項第一号の人事院規則で定める廃疾の状態にあるときを除く)。

二 第一項第一号の人事院規則で定める廃疾の状態になり、又はその事情がなくなつたとき(五十五歳以上であるときを除く)。

別表日数の欄中「二四〇」を「二八〇」に、「二二二」を「二四八」に、「一八八」を「二一九」に、「一六四」を「一九二」に、「一四二」を「一六五」に、「二〇〇」を「二四〇」に、「二〇〇」を「二一七」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)
第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項中「五年以内」を「十年以内」に改め、同条第三項中「新法」を「国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(以下「改正後の法」という)」に改める。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除
附則第八條第一項中「新法」の規定にかかわらず、新法」を「改正後の法」の規定にかかわらず、同法」に改め、同条第二項中「船員保険法」によつて新法」を「船員保険法」によつて改正後の法」に、「新法」を「同法」に改める。

附則第九條中「新法」を「改正後の法」に改める。

(国家公務員等退職手当法の一部改正)
第三条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「休職」の下に「(公務上の傷病による休職を除く)」を加え、「因り」を「より」

に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第十六條第一項、第十七條第一項若しくは第四項若しくは別表の規定又は第二条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第六條第三項、第八條若しくは第九條の規定は、遺族補償年金又は障害補償年金のうち昭和四十五年十一月一日以後の期間に係る分について適用する。

3 この法律の施行の日前の退職による退職手当に係る勤続期間の計算については、なお従前の例による。

理由
公務上の災害を受けた職員の出遇の改善のため、労働者災害補償保険法の改正に対応して、国家公務員災害補償制度における障害補償年金及び遺族補償年金について所要の改正を行なうとともに、公務上の傷病により休職にされた職員の退職手当について改善を行なう等の必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 順次、趣旨の説明を求めます。山中総務長官。
○山中総務大臣 ただいま議題となりました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

本年二月二十八日付をもって人事院から国家公務員法第二十三條の規定に基づき、国会及び内閣に対して、国家公務員災害補償制度の改善を行なう必要がある旨の意見の申し出がありました。この申し出に基づき、国家公務員災害補償法等の一部を改正するとともに、あわせて公務上の傷病により休職にされた職員の退職手当の改善をは

かるため、この法律案を作成し、ここに提案をいたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概略を御説明申し上げますと、その要点は、

第一に、障害補償年金について、障害等級第一級の年金額を現行の給与日額の二百四十日分から二百八十日分に引き上げる等、障害等級の第一級から第七級までの年金額を約一六・五%引き上げることとしたこと

第二に、遺族補償年金について、遺族三人の標準的な遺族に対しては、遺族補償年金の給付年額の百分の四十に相当する額から百分の五十に相当する額に引き上げる等、遺族数の異なる遺族族に於いての年金額を平均して約一〇%引き上げることとしたこと

第三に、現行では遺族補償年金の受給権者が希望する場合には、死亡職員の給与日額の四百日分に相当する額を一時金として前払いする制度が五年間すなわち昭和四十六年六月三十日までの暫定措置として定められておりますが、実情にかんがみ、この暫定措置をさらに五年間延長することにいたしましたこと

第四に、前国会提案内容にさらに追加して、公務上の傷病により休職にされた職員の退職手当については、現行では、一般の休職の場合と同様、当該休職期間の二分の一の期間を在職期間から除算する取り扱いがなされておりますが、この除算を行なわないこととしたことであります。

以上のほか、所要の規定を整備することとしたしております。

なお、この法律案は、公布の日から施行することとしたしておりますが、国家公務員災害補償法に関する改正部分については、労働者災害補償保険法にあわせて、昭和四十五年十一月一日から適用することとしたしております。

次に、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。近年わが国の国際的地位の向上に伴い、国際機

関、外国政府の機関等に技術協力等のため派遣される職員の数が増大しておりますが、現行制度ではこれらの機関に派遣された職員の身分、処遇等に関する取り扱いが必ずしも統一的に行なわれにくいいため、種々の不均衡を生じております。

かかる現状にかんがみ、本年三月五日付をもって人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、派遣職員の利益を保護し、安んじて派遣先の業務に従事することができるよう、一般職の職員の国際機関、外国政府の機関等への派遣について新たに制度を設け、派遣職員の処遇の適正をはかる必要がある旨の意見の申し出がありましたので、この申し出に基づき、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案を作成し、ここに提案をいたしました次第であります。

次にこの法律案の内容の概略を御説明申し上げますと、その要点は、

第一に、各省各庁の長は、条約その他の国際約束に基づき国または国際機関等の派遣要請に応じて国際機関等の業務に従事させるために、部内の職員を派遣することができることにしたこと

第二に、派遣職員は、派遣期間中、職員としての身分を保有するが職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは、直ちに職務に復帰することにしたこと

第三に、派遣職員には、派遣期間中、俸給その他の給与の百分の百以内を支給することができるようにしたこと

第四に、派遣職員が派遣先の機関の業務に関し災害を受けたときは、公務上の災害を受けたものとみなして国家公務員災害補償法による療養補償、障害補償、遺族補償等を行ない、国家公務員共済組合法による廃疾年金、遺族年金を支給する等ができるようにしたこと

第五に、退職手当の算定については、派遣期間を職員としての在職期間としてそのまま通算することにしたこと

第六に、特に必要があると認められるときは、派遣職員に往復に要する旅費を支給することができることにしたこと

第七に、派遣職員が職務に復帰したときには、任用、給与等の処遇について他の職員との均衡を失することのないように、適切な配慮が加えられなければならないものとしたことであり、

以上のほか、この法律は公布の日から三十日を経過した日から施行することとしておりますが、施行に伴う経過措置として、

第一に、現に国際機関等の業務に従事している休職中の職員は、この法律の施行の日に派遣職員となるものとする

第二に、この法律の施行の日前に、休職等で国際機関等の業務に従事していた期間を有する職員の退職手当の算定については、当該期間を在職期間として通算する等の措置を講ずることとしたしております。

なお、この際付言いたしますと、沖繩の復帰が昭和四十七年に予定されておりますが、復帰するまでの間琉球政府との間に人事交流の計画が定められ、これに基づいて一般職の職員が同政府に派遣されることになれば、この場合にもこの法律を適用することを予定いたしております。

以上、これらの法律案について簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表四東京拘置所の項中「東京都豊島区」を「東京都葛飾区」に改め、同表中小菅刑務所の項を削り、「宇都宮刑務所 宇都宮市」を「黒羽刑務所 栃木県那須郡黒羽町」に改める。

名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町 を 名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町
岡崎医療刑務所 岡崎市

別表十二中 仙台入国管理事務所八戸港出張所 八戸市 を 仙台入国管理事務所八戸港 仙台入国管理事務所宮古港

出張所 八戸市 東京入国管理事務所千葉港出張所 千葉市
出張所 宮古市

東京入国管理事務所鹿島港出張所 茨城県鹿島郡神栖町
東京入国管理事務所千葉港出張所 千葉市
東京入国管理事務所木更津港出張所 千葉県君津郡君津町

出張所 川崎市 を 横浜入国管理事務所川崎港出張所 川崎市
出張所 横濱入国管理事務所田子の浦港出張所 富士市

名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所 蒲郡市 を 名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所 名古屋入国管理事務所衣浦港出張所

蒲郡市 半田市 に改め、同表大阪入国管理事務所伊丹空港出張所の項中「伊丹市」を「豊中市」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表四の改正規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由 官刑務所を廃止して黒羽刑務所及び岡崎医療刑務所を設置し、並びに東京拘置所の位置を改め、出入国管理行政を有効適切ならしめるため宮古市は所在地の状況等にかんがみ小菅刑務所及び宇都

する外務公務員の給与に関する法律別表第二のうち在インドネシア及び在パキスタンの各日本国大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。

理由

国際資料部の名称を調査部に改めるとともにその所掌事務を整備し、並びに在外公館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定め、及び一部の在外公館について在勤手当の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項を次のように改める。
地方建設局に、次の六部を置く。ただし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には、営繕部を置かない。

- 総務部
- 企画部
- 河川部
- 道路部
- 営繕部
- 用地部

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国土計画及び地方計画に関する調査等の事務並びに用地事務の増大に対処し、行政の効率的な執行を図るため、東北地方建設局等の組織を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

由である。

○天野委員長 順次、趣旨の説明を聴取いたします。小林法務大臣。

○小林法務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、矯正施設の移転並びに廃止及び設置についてであります。現在東京都豊島区にある東京拘置所は、首都圏整備計画の一環として、他地区へ移転させる必要があるため、これを東京都葛飾区の小菅刑務所の所在地へ移すこととし、これに伴い、小菅刑務所を廃止して、栃木県那須郡黒羽町に黒羽刑務所を設置しようとするものであります。同所の施設が完成いたしますと宇都宮刑務所の施設が不要となりますので、これを廃止することとし、また、いわゆる精神障害受刑者に対する処遇の充実をはかるため、岡崎市に岡崎医療刑務所を設置しようとするものであります。

改正点の第二は、岩手県宮古市はか四カ所に入国管理事務所の出張所を置くこととするものであります。近時、宮古港、鹿島港、木更津港、田子の浦港及び衣浦港におきましては、出入国船舶の数が増加してまいりましたので、これらの港における出入国管理事務所を一そう適切に行なうため、宮古市、茨城県鹿島郡神栖町、千葉県君津郡君津町、富士市及び半田市の三市、二町にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとするものであります。

最後に、伊丹空港の整備拡張に伴い、大阪入国管理事務所伊丹空港出張所の位置を伊丹市から豊中市に改めようとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○天野委員長 愛知外務大臣。

○愛知外務大臣 たいま議題となりました外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

外務省設置法の一部改正につきましては、まず、本省に関しましては、大臣官房に置かれております国際資料部の名称を、その実態に合わせて調査部と改めるとともに、その所掌事務につきましても、各局の所掌事務にまたがるような総合的な外交政策の企画立案機能の一そうの強化拡充をはかるため、調査部がこれを行なうことを明文化するものであります。

また、在外公館に關しましては、ブラジルの首都移転に伴うブラジル日本国大使館の所在地名の変更と、在リオ・デ・ジャネイロ総領事館の設置、昭和四十三年九月に独立したスワジランドへの兼轄大使館の新設、昨年五月のわが国の軍縮委員会加入に伴う軍縮委員会日本政府代表部の設置及び在レンジャラド総領事館の設置を規定したものであります。

次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正につきましては、以上に述べました新設四公館に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定めるとともに、公館所在地の変更等、勤務、生活条件の著しい変動に対応するため、在ブラジル日本国大使館の在勤基本手当の額並びに在インドネシア、パキスタンの各日本国大使館及び在ジャカルタ日本国総領事館の住居手当の限度額をそれぞれ改正するものであります。

何とぞ、本案につきまして慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 根本建設大臣。

○根本建設大臣 たいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

復雑化に対処するため、昨年関東、中部、近畿及び九州の各地方建設局において企画室を部に改組し、組織の強化をはかってまいりましたが、残余の地方建設局における業務量の増大等に対処するとともに、組織の統一ある整備をはかるため、東北、北陸、中国及び四国の各地方建設局について企画室を部に改組することとしたしております。

第二に、地方建設局における直轄事業の事業量の増大に伴う用地関係事務の増加に対処するため、昭和三十六年度以降関東地方建設局等六地方建設局に順次用地部を設け、事業の円滑な実施をはかってまいりましたが、北陸地方建設局及び四国地方建設局所管の直轄事業に伴う用地関係事務の増大にかんがみ、両地方建設局に用地部を設けることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 引き続き、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案及び国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑に入ります。

○大出委員 人事院の総裁に承りたいのですが、国家公務員災害補償法の目的というのは何ですか。

○佐藤(達)政府委員 公務上の災害を受けた者に對しまして、主としてこれは使用者側の立場と申してよろしいと思はれますが、その手当てに遺漏なきを期せようという趣旨のものと思われれます。

○大出委員 これはまだありまして、この迅速かつ公正に行なうというあの「公務上の災害を受けた職員に必要施設」というのは何ですか。

○佐藤(逓)政府委員 これはいろいろな列挙されておる事柄以外に適正な措置として考えられる種々の施設ということが考えられます。これは相当幅広く読んでいいのじゃないかというふうにわれわれは考えております。

○大出委員 何かわかったようなわからぬような答弁ですが、そう簡単にいろいろな言われたい困るのです。そのところをうしろの専門家のほうで答えてください。

○島政府委員 ただいま御質問の福祉の意味でございませぬけれども、法律自体では、補償法の二十二条に「福祉施設」として、たとえば「外科後処置に関する施設」であるとか「リハビリテーションに関する施設」であるとか、いろいろ書いてございますが、「その他必要と認める施設」という中に、たとえば人事院で実施しております施策の中に、休業看護金であるとかあるいは奨学看護金であるとか、そういうものもこの福祉施設の一環として私どもで現在行なっているわけでございます。

○大出委員 もう一つ、災害をなくすという観点に立ってどうすれば一体防げるかという、つまり予防ですね、そこらところは法律的にどこにありますか。

○島政府委員 これはまた公務員法自体に返るわけでございますけれども、当然、職員健康、安全に関する事項というものが法律に明記されてございます。人事院としては直接その問題については、健康、安全に関する基準の設定とかそういうものについて当然責務があるわけでございます。この公務員法に基づきまして健康及び安全に関する規則、人事院規則十の四というのがございます。その中に詳細に、健康の問題あるいは安全に関する問題等についていろいろ明記してございます。法律的な根拠はそういうことでございませぬ。

○大出委員 ところで、災害補償法が公務員法に抵触する場合には、公務員法が優先するという規定になっておりますから、そういう意味では確

かに公務員法が基礎になる。ただそこで問題は、わかりやすい例をあげれば、手の書痙だとかあるいは頸肩腕症候群だとかいうふうな場合に、これは、そういう職域があるから当然やがていつかは起こるということになる。ということになると、いまの予防医学ではありませぬけれども、あらかじめ予防するという面に重点が置かれぬと災害補償法は生きてこない、こういう関係になる。国家公務員法というものも制定されて久しきにわたるわけですね。そういう面では改正を要する面だつて、私のこの七、八年の経験でも幾つか目につくものがある。そうすると、災害補償法をいじるとすれば、それと公務員法との関係というものをもう一べん当たり直してみる必要がある、災害補償法のほうでもっと明確にしなければならぬ点が幾つかある、こう思っているの、実はそういう前提で承ったわけなんですけれども、ただきょうあまりやり過ぎますと、本会議までにならぬということになると申しわけないので、その気はありませんが、これはひとつこの次の機会がありましようから課題というところでしておかしていただいで本題のほうに入りますけれども、この第一条というところで、私どもの考え方からすると、職場で起きた事故あるいは仕事の原因で起こった事故のすべて、これはいろいろな理屈がありませぬけれども、ともかくこれについてはもうすべて補償するんだというたてまえが必要だ。それは医者認定その他いろいろありますけれども、その事故が起ったこととは、起る環境をつくつたことにも通ずるわけですから、そういう意味でそこはどうかしてすべて補償する、こういうたてまえがあつていいのじゃないかという気がするのであります。

もう一つ、通勤途上のすべての事故という問題が、これは古くて新しい問題なんですけれども、いつも問題になるわけですね。今日のような通勤事情からすると、これはやはり大きな目で見ると国の機関の責任がある、こう考えなければならぬということになりますから、そういう意味で通勤

途上の事故というものは、もうそろそろ何かしなかに考慮しなければならぬ、こう思うのでございませぬ。まずこの二つの点について承りました。

○島政府委員 御質問のまず最初の問題でございませぬけれども、職場に起った災害はすべて公務員にすべきである、原則的にはそのとおりかと思ひます。ただ災害と申しまして、けがの場合は比較的認定が容易でございますが、問題は疾病の場合が非常にむずかしいでございます。その方の本来持つておる素因によつて起つたものか、あるいは公務が原因で起つたものか、実は私どもも非常に判断に苦しむのはその問題でございます。もちろんだんだん私どもでもその点は、当初は非常にあいまいであつたものが医学の進歩によつて逐次解明されつたものもございませぬが、現在なるべく幅広くとるといふ姿勢で臨んでおるわけでありませぬ。

それからあとの問題でございますが、通勤災害については、御指摘のように今日の交通事情等から、これも非常に問題の一つかと思ひます。御承知のように公務災害の適用については、他の労災その他の社会保険制度全般との関連においてこれを運用すべきものというふうな法律に明記してございませぬので、国だけが先行するということはなかなかできませんけれども、ただ通勤災害につきましても、現在労災においで行なつております運用より国の場合がかなり進んでおるといふことは申し上げられると思ひます。ただ、それが通常の出退勤にまですべて及ぼすというところは、もうちょっと研究を要する問題かと思ひます。だんだん幅広くその範囲を拡充しつたところという現状でございませぬ。

○大出委員 さつき総裁にいきなり目的というのとは聞いたら、総裁が、使用者の立場に立つて、使用者の側からすればという意味の御発言があつた。そのものの考え方が非常に問題なんです。たとえば、労災の場合なんかもそうでしょう、タクシー運転などを業としておる方があつたら、

ルを持つておる人があつたら、この人が電信柱にぶつたか死んでしまつた。ところがその場合に、この人が血圧が高かつた、すでにぶつかる何秒か前に死んでおつた、それからぶつたということになると、労災の判定、これは非常にむずかしいのです。端からみんな切られてしまつた。そんなこと言つたつて、事実問題、認定のしようがないからだといふ理由が最後にはくつづくのだけれども、その瞬間に、本来血圧が高かつた、だから通常ならそのショックで先に死んでおつた、死んでからぶつたのだから、補償しないという。つまり、使用者の側に立つと、一々何がしかそこに理屈をつけて、補償を予算的に減らしていかうとする、こういう通弊があるわけですよ。だから、そうではなくて、率直にいうと、その法律というものは働くほうの側に立つてつくられた法律です。そこ

に基本的なものの考え方の間違いがある。だから、私から言わせれば、他の法律との関連においてはおつしやるけれども、人事院の方式というのはいささか限界めいたものがあると思ひます。何も民間匹敵の原則というものは間違ひだと思ひます。思わなければ、給与にしたらつてすべて民間の追随方式を考へる。やはり対応等級なんかというところも、対応できかねるものも対応させるということもよくある。だから、公務には公務の特殊性があるのだから、しかも国なんです。国が他のほうに働きかけて、国家公務員災害補償の分野ではこうすべきである、だから労災も直せと言つたつていいわけだ。そうでしょう。だから、この間もそういう答弁をされておるけれども、あんまり時間がないから申し上げなかつたけれども、どうも総裁の前回の答弁についても、こつち側で独走はできない、何も私は独走しろと言つておるのじゃない。こちら側でどう直すのが正しいといった場合には、民間のほうに對して、労災のほうに對してこうあるべきだということであつた方がイニシアチブをおとりになつて、そちらのほうを直させる必要は国ですからあるのですよ。実はそういう発想に立つていただきたい気がするの

です。

こまかいことを申し上げると切りがありませんからきょうは省略しますけれども、なぜ私がそういうことを言うかという、先般一べん災害補償問題で質問したときに、私も実は災害補償法というのを法理論から調べてみたのは初めてでした。そうすると、昔この法律をつくったときの資料なりそのときの法理なりを研究されている学者がいる。図書館に本があります。もうだいぶおんぼろになった昔の、戦後の妙な黄色くなった紙の本だけれども、読んでみると、これは一番古いことが書いてある。つまり、この法律を出発させたときの考え方は、私のいま言ったような意味の考え方があつた。そうだとすると、その辺にもう一べん原則を置き直す必要があるのじゃないか、実はそういう意味で質問申し上げているわけです。

そこで、時間があるから次に参りますけれども、職場環境というものが最近非常にむずかしくなつてきている。そういう中で健康がそこなわれたという場合、有害な労働条件がその前にあつたとすると、これはどうも職業病というものとの関連をしてそうなるべき労働条件が先行してあつた。そこでそういう病気が発生をした、健康がそこなわれた。これはやはり明確にその職場管理の責任ですから、それはやはりこの補償法の適用を受ける筋合いだと私は考えているのであります。これは第一条と関連をいたしますので、そこいらの基本的な考え方を聞いておきたい。

○佐藤(達)政府委員 御趣旨はまことに同感するところが非常に多いのであります。大体職場の環境なり、言いかえれば、この間の附帯決議にもありましたように、災害の起こらないようにすることがまず第一じゃないかということが、これは私も痛感するところでございます。したがって、たとえば白ろう病というものがあつたとしても、あのチェーンソーというものはもうちょっとそういう事故の起こらぬようなものはないのか。この間は、そういう点で、ちょうど白ろう病の問題が表に出ましたときに、林野庁の職員にもとく

とその点を突きとめて、外国にももつといい機械があるのじゃないか、あるならばそれを使つてもらいたいのということ、ものの根本としてそれを追求していくのがまず第一だ、それで災害補償はもう不要であるという形になるのが理想じゃないかということでは実はやっております、いまのお話も、その辺についても非常に同感するところは多いわけでありまして。

○大出委員 たいへん前向きな御答弁でございます。これは三月に期末手当があり、夏の手当があり、年末の手当があるわけでありまして、そうなることを一体どういふふうに見るか。つまりこれを含めて算定をするという一つの方向、これを求めたいわけなのであります。したがって、基準を六カ月なら六カ月というきめ方をすれば、その間に起こつた事故は、つまり通常支払われるべき一時金を加えて給付の基礎日額を算定する、こういうことになる。つまり基準の置き方の問題ですね。ここらはどうお考えになりますか。

○島政府委員 現行制度におきまして、平均給与額の算定の基礎の中には、いわゆる期末、勤勉手当は入っておりません。その考え方は、労働基準法の平均賃金の算定におきましては、三カ月をこえる期間ごとに支払われるものを除いております。そういうことからこの平均給与額の基礎の中に期末、勤勉手当は入っておりません。ただ、期末手当、勤勉手当を算定の基礎に含めるといふことについては検討を行なつておられますけれども、何ぶんこれは年金給付の引き上げにつながる問題でございますので、共済組合制度等との関係も考慮する必要があります。ま

だ実は結論を得ておりませんが、これも検討課題の一つだといふふうには申し上げておきます。

○大出委員 これも実は非常に大きな問題で、お隣に山中さんおいでになりまして給与担当の大臣なんですけれども、給与政策という面もありましようけれども、単にそれだけでなくて、いまのお話もそうなんです。基本は今日の日本の給与制度、賃金制度のあり方、趨勢、私はいまこれは曲がりかどにあると思つていますが、これからのういふ方向に動いていくかという問題が一つある。そこで、本来日本の給与というのは生活給的な面が非常に強調されてきたといふことなんです。年功序列といふのは本来そうなんです。家族がふえていくので、学費もかかるので、家族がふ

るところで、一面職務給的な、職務に基づく給与といふものがある。これは、公務員でいへば、公務員法六十四条にいう賃金のあり方と、一般職の職員給与に關する法律のほうでいう困難の度合いであるとか複雑の度合いといふことを加味する職務の問題、二本立てになつていくことは事実です。ただ、それが諸手当なんといふものがだんだん減つてきた時期がある。最近特に今度是非常にふえてきている。たとえば今度も人事院は住居手当の勧告をされている。これはほんとのところは何か公務員共闘が要求したからといふのではな

い。そうしなければならぬ社会現象があるからなんです。民間もそうなんです。なぜかといへば、土地が安くて住宅をどんどん建てて入れてきた時期がある。土地はどんどん値上がりをする。そうすると、住宅にはいれない人間に対しては住居手当みたいなものを出していかなければ人が来ない。あるいは土地を会社を買つておいてそれを分譲するといふ形で長期に返還させて持ち家を持たせてやる。住居政策に關連してそういうことまで考えなければいけない。だから家族手当なんといふものも本来なら社会保障でやつていいはずなんですけれども、そう言つたつてなかなか社会保障に使う金はどこも似たりというこ

とになつてしまふからそういうことはできない。

八

そういう形になつてきていますから、いまの状態は、結論を言つてしまへば、物価がどんどん上がる、その根底に恐慌現象がなくなつてきている反面インフレ政策がとられるといふことですから上がるのがあたりまえなんです。それに対して何かの手を打たなければ給与制度が成り立たないのです。だからいまになると、今度は急激にふえているのは実際には生活給的な分野です。そうすると、一番この基礎になつていく諸手当の中の期末、勤勉手当あるいは年末といふような手当は、給与上の性格は一体どういふものなんだ、そういうものがある意味で生活補給的なものになつてしまふんだといふことになる、生活補給的な、生活給的なものもこういふ算定の中に入れないといふことは間違ひです。けがをする、休むといふことは何かといふと、その人の生活に当然差しきりがある。そうすると、そこらのところはやはり算定の基礎に入れてあげなければ筋は通らないといふ気がする。だからほかとの関連が

ありますけれども、基本的にはほかをも含めてそういうものの考え方についてはつぼつさせるべきではないかといふ気がするのであります。

人事院の尾崎さんが最近何かの雑誌でやりとりをしてるのをこの間読んでみました。そうすると、私は長らくそう思つておるけれども、似たようなことを言つておられる。やはり一つだけ違ひますのは、指定職の甲だ、乙だといふことで高いところの人に期末手当を多く出してやりたいといふことがおしまひのほうにあつて、ごもつともでございます。こういうことになりまして、さういふこと、あとはほとんど考え方は違ひない。人事院の給与局長がそう考へているなら、さつき私が申し上げたように、公務が主導的立場に立つてそこらへんは変へさせるといふところまでいかなければ、人事院のおっしゃつておる筋は通らない。片方ではもつともらしいことを言つておいて、こつちのほうはほかがあるからだめです、そういう言いぐさは私はないと思うのです。こつちの点は一体

どうお考えになっておりますか。基本的な点だけを明らかにしていただきたい。

○佐藤(連)政府委員 全く核心をついた御指摘だと私は思います。実は私自身、その点について非常に大きな問題意識をもって今日まで臨んでおるわけでございます。

きわめて卑近なことを言えば、たとえば期末、勤勉でも、それではこれは一括支給をやめて各月の俸給にばらして、手当の形をやめてしまえ、これは住居手当についてもそういうことが言えるわけでありまして。そういう点もやはり根本問題になっております。そして、必ずしもいまの問題を無視すべきものでもない。相当大きな意味のある問題だということを考えながら私実際おるわけなんです。ただ、いま局長からちょっとお答えしましたように、労働基準法とかんとかの周辺の既成の秩序というものの壁が相当厚いという意識を持ちながら、私はやはりその点はその点として前向きで追求していいのじゃないかという心がまえでおるわけです。

○大出委員 私は何も、いま基準法も何も直してしまえと言っているのじゃないので、それにはそれなりのタイミングも時期もあります。ただ、ぼつぼつそういう考え方に立つべき時期ではないか、こう思っておるので、その点を取り上げて関連いたしまして申し上げたつもりなんです。お考え方がわかればいいわけでありまして。

そこで、十二条に休業補償がござりますが、稼働日数というものが一つの基礎になってその辺の補償をやっている、こういうたてまえがほんとうなんで、その意味でいうと百分の百、これが正しいんじゃないかという気がするので、すけれども、そこら辺についてどうなんでしょうか。

○島政府委員 その問題も問題点の一つではございます。災害を受けたために勤務することができない場合においてこういう休業補償がなされておるわけでありまして、その意味においてはまことにお気の毒である。したがって、その方が健康であるならば当然もらえる給与を全額支給すべ

きではないかという考え方が一つあるわけでありまして。これもまたおしかりを受けるかもしれないが、他の法律との関連においてこういうことになっておるわけでございます。これは実は先ほどちょっと申し上げましたが、人事院におきましては、若干これではお気の毒であるという考え方のもとに休業保護金制度というものを設けまして、常勤職員については二割増し、それから常勤的非常勤については一割増しということ、多少労災より高い給付を実施しております。

○大出委員 きょうはなるべく基本になるべきものだけをあげておきたいと思ひまして、総裁からたいへんいい御答弁をいただきました。おほめをいただいたんですけれども、そう言いながら片方で、期末で〇・二九を〇・二に切っちゃったりするところを見ると、まことにまゆつばなんですけれども、これはまた別の機会に申し上げます。基本だけ申し上げるつもりなんで、あとに東中さんの質問もおありのようでありますから、たくさん申し上げません。一つずつ列挙いたしますので、総裁に一々こまかい御答弁をいただくのも恐縮でございますから、担当の局長さんのほうでお答えいただければけっこうだと思ひます。

個条的にあげてまいります。第十三条で、一級から七級までを年金と一時金の併給、こういうようにすべきではないかという点の一つ。それから八級から十四級まで、これは一時金というたてまえをおとりいただけないかというのと。それから補償額の算定の問題がありますが、一級は四千日分の一時金、三百六十五日分の年金、これはもちろん以下各級ございまして、これに準じた補償。

それから一級から三級の障害については介護手当、これは年金の五〇%、こういうふうなものをひとつお立て願えないかということ。それから障害等級が二つ以上にわたる場合がございまして、これは当然ですけれども、二つ以上にわたる場合に該当等級の併給支給、正式に言え

ば併給給付、そういう意味で、いま私が言ったのは理想ですけれども、障害等級表の抜本的な改正がもうぼつぼつ必要になっているんじゃないかという気がするので、

それから十六条の関係なんです。現行は遺族の制限があります。この遺族制限というのはもう撤廃していいんじゃないか。支給資格を生計維持関係に拡大すること、簡単に言ってしまうと、そういうことになりまして、そういうたてまえがほしいという気がいたします。

それから十七条の六で遺族補償、これが年金と一時金がありますが、併給ということをお考えのべきではないかというふうな点。最低を平均の三千日分、これはそうかといって制限がなければ困りますから、そういう意味で三千日分が五百万円を下回るときは最低保障の意味で五百万円に上げる、こういう形の下限というものをほつきりさせておく必要があるんじゃないか。これはいろいろ理由がございまして、言っているのとまた長くなりますから、個条的にあげるだけにいたします。

年金は、先ほども申し上げましたが、平均給与の五〇%、そして加算額は一人につき一〇%、最高限度を一〇%とする、こういう考え方、これはもちろん先ほどお話しした公的年金その他の関係が一々出てくる問題でありますけれども、私が先ほど申し上げましたような基本に立つてこういうふうなところを御検討いただきたい。

もう一つ、これはスライドの問題なんかもございまして、これも確かに公的年金、恩給との関係が出てまいりますから、一がいには言えませんが、

それから、これは前回総裁に承ったのでございまして、不服審査はもう少し何とかならぬかという気がするので、というの、私いろいろ職場の話をお聞きすると、ずいぶん言い分があるのです。言い分があるのですけれども、いまの不服審査委員会がんとして応じない、そういう例が方々にあるのです。ですから、もう少し何とか不服審査委員会のワタを拡大して、労働者

側の代表を入れ切れなければ、その意思を代弁するような方を何とか取り入れるというふうなことを考えていただけないかという気がするので、ここらところまでひとつお答えをいただきたいのです。

○佐藤(連)政府委員 前段におあげになりました個々の問題は、中には傾聴すべきものもあるように私拝聴しております。やはり万事前向きでという一言に尽きることだと思ひますから、その心がまえでさらに検討を熱心に進めてまいりたい。

最後の不服審査委員会というものはどういふものをとらえてのお話か知りませんが、私のほうで総裁として関与しております限りにおいては、たとえば公務外の認定を受けてしまったという人が公務上であるということをお主張して人事院に訴えてこられるわけです。これはわれわれとしてはもちろん公平局の所管で一応こなしすけれども、私どもも人事官会議に必ず一件ずつかけまして、詳しく克明に事件のいきさつ、それからそれに立ち会ったお医者さんの意見、人事院にも専門医をこいう関係で委嘱しておりますので、そのほうの専門家の御意見なども拝聴して、そして先ほどちょっと局長も触れましたように、最近には相当われわれとしては、昔に比べれば公務員側に有利な方向にまいておる。したがって、雑談でも、これは何年前か前だったらアウトだったんだがなあというふうなことを言いながらこれをセーフにしておるといふような例も多々ございまして。

○島政府委員 若干補足させていただきます。

障害補償、遺族補償の給付については御指摘のようにならぬように検討するということ、いまの総裁からの答弁で大体尽きるわけですが、今回の法律案の中に盛り込まれている考え方は、ILOの水準に一応は近づけるということ、これは当然、将来さらにそれを改善するということは当然考えられる問題でございます。

確かに現在の障害等級表ができてから相当な年月がたちますので、これは目下専門委員会によつて鋭意検討中でございます。

○大出委員 不服審査という問題をめぐつて、ドライヤー報告なんか見ましても、これは人事院にまらきり触れてないわけではありませんが、中心は人事委員会、公平委員会がやられて、だから当然触れる筋合いでしょう。だがしかし、これを流して読んでいきますと、ドライヤー氏その他が石田労働大臣に会つて、法改正が行なわれたあとで制度全般の検討をしたい、公務員制度審議会等で検討してもらいたいと思つてゐるんだ、次官がつけ加えて、その中には人事委員会、公平委員会の問題なんか含むんだということを言つてゐる報告があります。私も言つたのではない。向こうから来て言つたのです。だから、そこらのところもからんで、総裁、これは湯げを出しておこるんだけれども、たとえば民間調査をやつて、やみからやみでわからぬじゃないかということ、出してみると言う、人事院を御信用いただけなのは心外だということをおなはたは老いの一徹でおっしゃるけれども、それはよくないですよ。そういうことではなくて、私の言いたいのは、やはり第三者がながめてみて公平であるというところは、人事院だけおやりになつてゐるといふことではないはず。これは、信用する、しないの問題ではない。制度的に人事院だけでやつてゐる。しかも何とかの秘密でございますというやうなことで、民間調査をおやりになつて、結果だけしか出さないですからね。しかもその結果だつて、そう言つたら関係者の方はおおりになるかもしれないけれども、私も見たら、資料だつて十分な資料じゃないですよ。そういうと人事院は一体何をやってゐるんだらうかという制度上の、よつて来たる疑問が出てくるんですね。そういう意味で、やはりどこかにそういう疑問の起こらない機関を、事代償機関と名のつく限りは、満足すべき代償機関にほど遠いなんてILOに言わせないで、やはりそこまで入つていく必要がある

のではないかという気がする。長らく人事院廃止論には反対して人事院擁護論を唱えてきたんですけども、したがつて、そういう意味で申し上げてあるのじゃないかという気がするのです。それからもう一つ、これはILO条約はどういふことになりまうか。そのところをひとつあわせてお答えをいただきたい。

○島政府委員 いまの御質問の趣旨がちょっとわかりかねますので、まことに恐縮でございますが……。

○大出委員 前回の総裁の答弁ですが、私が通達途上その他の問題をはじめ幾つかあげた中で、総裁の答弁が、ILO条約との関係もございまして労働省等でも目下研究中でございますとお答えになつた。そうするとこれはどう研究されたのか、労働大臣がおいでになるわけじゃありませんが、関連があるんだから、労働省が研究上だとおっしゃる前回の質問の御答弁なので、そこらところはどうなのかということをおあわせて承つておきたい、こういう意味であります。

○佐藤(達)政府委員 いまのお話のところを補足すれば、ILO条約の趣旨になるべく近づけたという気持ちがあつて、しかしいまの労災その他の関係があるから、わが国内体制としてはそう露骨にもいかなければ、しかしながら——これはさつきの局長の答弁につながりますので、しかしというところで、通勤途上の場合といえども相当理屈の立つものは、公務の場合については相当幅をゆるめて見ておりますということにつながるわけです。

○大出委員 こまかい点はたくさんございまして、お約束をいたしましたから、東中さんが二十分くらい御質問ということでございまして、十二時二十分前でございますから、この辺でやめたいと思うのでございますが、そこで、とかく民間との対比が公務の場合にいつも問題になるのです。つまりワタをそこに置くと、そのワタ内ということになる、ワタいっばいということはないか

なかりにくいんですね。公務員賃金がそうです。私に言わせると、どうもワタの内輪に内輪に入つていつてゐるわけです。そこらところをあまり民間民間とおっしゃらないで、ワタいっばいといううまいぐあいにかないものですか。民間に内輪の内輪になつてゐる。だからそうではなくて、この問題は特に繰り返して、公務の自主性をよくお考えをいただきたい、それが民間に及んでいくという形くらいのところまでお考えおきいただきたいという点を最後につけ加えさせていただきます。終わります。

○天野委員 伊藤惣助丸君。伊藤惣助委員 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇改善について質問申し上げます。

これは、国家公務員法の規定に基づいて派遣職員

の利益を保護するということを前提に出された

と聞いておりますが、現在国連本部等に派遣されている実態についてまず伺いたいと思つてお

○岡田(勝)政府委員 お答えいたします。現在国連等国際機関に派遣されておる日本人の数は、この十一月現在で百九十四でございます。これは、昨年九月が百四十五ですから、対比しますと四十九名の増でございます。もつとも全部は若干の民間人その他がおりますが、中核は国家公務員でございます。パーセントにいたしまして三十四%ばかり去年から十数カ月ほどの間にふえておるわけでございます。

ついでに申し上げますと、国連等の機関の職員の数もふえておられます。なお日本がそういう機関に出します分担金、これもふえておるわけでございます。そうしますと、そういうものを基礎といたしまして算出されます日本人の出すべき割当てと数といふものが、出すのが望ましいパーセント、人数、こういうものもふえてきておるわけでございます。そういうところを見てまいりますと、最初に申し上げましたように、現在員数が

三〇%ばかりふえておりますので、いわゆる充足率、つまり割り当て数に対する現在員数でございますが、これも昨年は三八%ないし四一%の充足率であつたものが、ことしの十一月におきましては四二%ないし四七%というふうにパーセントにおいても相当上がつておる、こういう現状でございます。

○伊藤(惣)委員 その実態について資料を要求したいと思つて……。

いま国連本部を聞いたわけですが、そのほかに国際原子力機関であるとかILOであるとかアジ銀だとかいふのがあつておると思つておる。当然日本に派遣要請があつての職員派遣であると思つておるが、結局派遣するにしてもなほ充足率がいかにかということなんですが、その点はどういう理由によるのでしょうか。

○岡田(勝)政府委員 先ほどお答え申し上げました数字は、国連本部だけでございまして、ILOでありますとかFAOでありますとかユネスコであるとかあるいはWHO、そういうところの国連のいわゆる専門機関、その他アジ銀、世銀というふうなものも含めての総数でございます。

充足率がいままでどうして思わしくなかつたかというお尋ねでございますが、これは何と申しましても、第一には日本人の語学の問題があらうと思つて、従来の語学におきましては、読むこと、理解することにはたんのうでありますし、しゃべることは不得意だというのが、まあ日本人の過去並びに現在までに及んでゐる傾向だらうと思つておる。それが大きな一つの根拠であつたと思つておる。それともう一つは、やはりこういうことになつてゐる、国際機関その他外国へ派遣するきちつとした制度が、十分手当てがなかつたということが、結局帰つてきてからおれはどつたらうかというやうな不安を持たせる。まあ原因と申せばこの二つが原因だらう、こう考えておられます。

○伊藤(惣)委員 その派遣する中で、大体いままで四百九十四名くらい行つてゐるけれども、そのうちの三百九十七名くらいはほとんど三カ月もし

くは一年未滿で帰ってきているということがあるのですが、その点はどうかですか。

○岡田(勝)政府委員 いまおあげになりました数字がどの数字か、ちよつといまさがしておるわけでございますが、これは向こうへ参りまして担当する職務によりましていろいろございます。そういった関係で期間の長短があるわけでございます。たとえば農業関係あたりになりますとわりあいに短いものも多うございます。しかし向こうの政府機関の内部と申しますか、いわゆる狭い意味での行政、そういった事務関係になりますと長くなりまして、一年、まあ大体は二年、こういうふうな感じのものが多うございます。そういうことで期間の長短がいろいろある、こういう現状でございます。

○伊藤(惣)委員 要するに、三カ月や一年未滿では十分なことはできないと思うのです。まして語学ができないということが最大の理由であるというようにおっしゃいましたけれども、同時に処遇が悪いということ、先ほど少し答弁がありましたけれども、それが最大の原因であると思うのです。しかしわが国は海外援助であるとか国際協力については、平和的な手段による国際協力をこれはもう最大限に主張している——主張というよりもやっているわけでありまして、私はこういうことがいままごろ出るなんということはおそ過ぎるということだと思ふのです。ですから、海外のそういう派遣要請に対する充足率が低いなんというのは国際信用にも大きな影響を与える、こう思うのです。その点について大臣どういってお考えかお聞きします。

○山中(務)大臣 この問題は、原因は確かにただいまの身分保障の問題と言語の問題と両方あるかと思ひますが、日本語は大体国際的にどういふジャンルと申しますか範囲ということで考えますと、中国の人たちなんか非常に英語が達者であつて、したがつて国連その他の国際機関の充足率等を見ますと、中国あたりは非常に高いのです。ところが日本の場合には、どうもスペイン語系統の

ほうは何かこううまいような感じなんです、しゃべることになると英語のほうは達者でないような感じが一般的なものではないかと。これは日本語の特徴かもしれない。あるいはまた文章のつづりが、たとえば中国語と比べると、中国語のこの置き方は英語の置き方とはほぼ似ていますが、けれども、日本語の置き方は全く違つた置き方で並べられているということなんかも、読むことは達者であつてもしゃべることはいへんむずかしいという理由があると思ひます。しかし、それは私たちのこれから国際社会への日本民族としての雄飛につながる問題でありますから、やはり経済力が豊かになつたために各種分担金が国連や世銀その他においてどんどんふやされていくというふうな場合に、それに対応して、われわれが権利として要求し得る人間の数が充足できないというふうなことは、やはりそこに私たちが何かしなければならぬことがあるならばどんどんやらなければならぬことであるということ、まずさしあたりはその身分の保障ということから、国がなし得る範囲でありますから、私たちが取り組もうというようにしたわけでありまして、おそきに失したというところは、私も取り組んでみて、前国会に提案して残念ながら成立しませんでしたけれども、これは皆さんも成立させないつもりであつたのではない、いわゆる衆議院も通つたわけでありまして、やむを得ないほかの事情によつて廃案になつたわけでありまして、その点さらにおくれたいことは申しわけない次第でありますけれども、私自身も取り組んでみて、こういうことははずっと前にやつておくべきことではなかつたのかということ、ことに痛感したということでございます。

○伊藤(惣)委員 大臣からそういう答弁がありまして、これは沖繩にも適用されるというふう聞いております。ただし、沖繩の場合特に防衛庁関係であります、この点についてはどうなのか、その点について伺いたいと思ひます。

○山中(務)大臣 ちよつと防衛問題は、沖繩の所管の範囲内ではあります、私自身の所管でございます。いませんで、やはり防衛庁長官もしくは外務大臣という答弁でなければ正鵠を得ない、おそれがあると思ひますが、しかし、もしアメリカとの返還協定に伴う一連の内容によつて、沖繩に対して日本の自衛隊というものが、日本に戻つてきた沖繩の領土のどこかに参ります場合と申しますが、現在の段階で防衛庁の職員が出ることがあるのか、現行の段階で防衛庁の職員が要りますか、これは現地政府と一体となつて、現地の人たちがやがては県政事務として委託を受けるわけでありまして、そういう勉強会なり実務なりが要りますので、あるいは実態把握、そういうことで防衛庁独自の施設庁職員派遣予算等組んでおるようでありまして、けれども、これはちよつと意思の統一を欠くかもしませんが、見通しとしては、防衛庁単独の職員を復帰前に派遣することはむずかしいのではなからうか。そういう雇用事務等については、日本政府側のほうから、どうしても直接担当の者が行く必要があるとすれば、それは現在の沖繩・北方対策庁の出先である沖繩事務所に対して派遣される職員という形になることが妥当であらうと思ひます。したがつて、現実には復帰前に防衛庁の派遣というのはないであらうと私は思つております。

○伊藤(惣)委員 それはきかめて大事な問題であります、またあらためて防衛庁長官に聞こうと思ひます。いままでは防衛庁については別に法律があつたわけですが、この場合は防衛庁を含めてという解釈があるわけですね。そうなりますと、海外派遣ということになるので、その点はたいへん問題になるかと思ひます。いずれにしても防衛庁の問題でありますから、これは防衛庁に聞くことにします。

○山中(務)大臣 念のため申し上げますが、この規定は一般職でございます。防衛庁は特別職でございますから、この規定は、直ちにそのまま防衛庁の特別職の職員としての派遣には直結しておらないということでございます。

○江藤(義)政府委員 防衛庁におきましては、過去の実績におきまして、国際機関等に防衛庁職員が直接派遣された実績はございません。一般におきましては外務事務官と兼職するとか、その他の方法をとつてまいつておりますので、したがつて、当面の間はこの法律によりまして教済できるというふうな考へております。しかしながら、ただいま総務長官から申し上げましたように、防衛庁独自の職員を将来派遣するようないことが起きました場合には、その際に自衛隊法の改正等をこの法律に準拠して行ないたいというふうな考へております。

○伊藤(惣)委員 それでは公務員の災害補償法の一部改正について簡単に伺いたいと思ひます。これも国家公務員法の二十三条の規定に基づいて改正されるようでありまして、特にその中で、障害補償について一時金がずつと据置きになつておるわけでありまして、その点についての理由を簡単に伺つておきたいと思ひます。

○島(政)政府委員 障害補償の年金部分については今回改善をはかつたわけですが、一時金についてはどうかということで、確かに問題点はございます。これも早急に検討しなければならぬ問題だと思つております。

○伊藤(惣)委員 慰謝料の点等についても同じことが言えるわけでありまして、たとえば精神的損害に対する補償がないわけですね。そういう点についてはどういふ御見解なのか。

○島(政)政府委員 現在の補償法の考へ方は、いわゆる災害を受けた場合の稼働能力の喪失ということに対する補てんというところで補償法全体が貫かれております。したがつて、そういう精神的な損害に対する慰謝料は現在の補償法の中には含まれておりません。

○伊藤(惣)委員 私どもはそういう点について、時間がありませぬから実例を申し上げませぬけれども、考慮すべきである、こう思います。それで答弁があればお願いしたい。

○島政府委員 確かにそういう問題はいろいろあるかと思ひます。ただ、これが補償法のワケに取り込むべき問題かどうかということについては、若干法体系の上で問題があるのではないかと、したがって、たとえれば現在、省庁によつては賞じゆつ金制度等を活用して、そういう場合、性格がいわゆる慰謝料に相当するような支給を行なっている事実はございます。これは補償法との関係で将来どういふふうにするかの問題を考えたらいいか、私ども実は研究はしております。お聞きいただけますか、なかなかむずかしい問題であらうといふふうに理解しております。

○伊藤(惣)委員 防衛庁の人事教育局長に聞きたいのですが、この災害補償法については自衛隊も適用されるわけですね。その場合、自衛隊訓練中の死亡とかあるいは事故については、現在の規定では非常に低いわけですね。一つは、自賠償なんか見ますと、死亡した場合には五百万ですが、自衛隊の訓練中の死亡等については百五十万程度でなかつたかと思ひます。そういうことに対して今回触れられていないわけでありまして、そういう自賠償とは性格は全然違ひますけれども、少なくともこういう事故等に対する処遇というものは、当然自賠償ぐらゐにすべきではないか、こう思ひます。聞くところによりますと、それに加えて賞じゆつ金というふうな形を出してあるというふうなことでありますが、そういう点についても伺つておきたいと思ひます。

○江藤政府委員 公務で傷病しました場合には、防衛庁の場合におきましても、一般職の国家公務員災害補償法を、防衛庁職員給与法で準用しまして、全くそのとおり実施をいたしております。しかしながら、防衛庁の場合におきましては、非常に危険度の高い職務を強要しておりますので、どうしてもそこに問題があるわけでありまして、一般に

月給の低い若い隊員でございますので、災害補償法を適用すれば当然安い金額になります。しかしながら、先ほど御答弁がありましたように、法体系の内容からいしても、どうしても損害賠償理論が出てまいりません。補償理論としては非常にこれ以上にやるについては、法律としては非常にむずかしい。そこで御質問がございましたように、賞じゆつ金の改正をしまして、何とか自賠償のような程度にまで達したいということで、来年度予算要求におきまして、おおむね最低の額のもの三倍以上、最高の額のもの二・五倍程度に賞じゆつ金の増額を要求いたしております。その成立に努力をいたしておりますのであります。

○伊藤(惣)委員 終わります。

○東中委員 災害補償法の関係で二、三お聞きしたいと思ひます。

臨時職員の場合は、国家公務員災害補償法の適用があるのは当然のことなわけですが、任用期間後も、任用期間中のものであれば災害補償法の適用を受けることになるかと思ひますが、現場で若干混乱が起つておられるような状態を聞いております。ことしの九月に岩手大学で、定員外のいわゆる臨時的職員の人たちの公傷問題で、この適用があるのかどうかということで紛争があったりしたことがありますので、この機会に臨時的職員についても国家公務員災害補償法の適用がある、任用期間後もその適用を受ける、その後の紛争についても、もし紛争があれば公務員でなくとも人事院に審査申し立てができるというふうな思ひますが、その点をここで公に明らかにしておいていただきたい。

○島政府委員 この国家公務員災害補償法は、一般職の職員すべてに適用されております。したがって、その職員が常勤であらうと非常勤であらうと、その点は全くかわりないわけでございます。それから、その方の受けた災害の発生した時点においてとらえておりますので、その時点において職員であれば、かりにその方が職員をやめた

後においても、当然この補償法の対象になる、したがって、もしそういう職員が職中に起こった災害について不服があるという場合には当然人事院に審査の申し立てができる、こういうふうになっております。

○東中委員 災害補償関係のいわゆる休業補償についてお聞きしておきたいのですが、いま大出委員からお話がありましたように、百分の六十に結局なつておられるわけですが、一般職給与法の関係では、一般の公務員は、結局休業期間中の給与の全額が支給される。そうしますと、臨時職員とか試用期間中の人たちだけが百分の六十ということになつておられるわけですが、この性格からいって、同情をして若干の何か上積み処置ということとを言われたいけれども、臨時職員であらうと、一般の職員であらうと、公務を遂行中に起こつた災害については、その補償が一方は六割に減つてしまふというのには非常に矛盾しているように思ひます。私傷の場合でも、一般職の場合は給与法で八〇%ですから、こういう点、臨時職員の場合約の身分の保障とか、雇用期限の問題とかいうことは、これはもうその性格からいって当然と思ひます。けれども、公傷に対する補償がそういうふうには大きく差が出ておられるというのには非常に不合理のように思ひますので、一〇〇%に補償法すべきではないか、ほかの法律との関係、労災法との関係があるでしょうか、給与法ではそういうふうになつておられるのですから、こういう点どういふふうにお考えになつておられるのか。

○島政府委員 これも、先ほど大出委員からの御質問に対するお答えと若干重複することになつて恐縮でございますが、現在休業補償は日額の六〇%ということになつておられますことは御承知のとおりでございます。これをただいま臨時職員等については通常の常勤職員に比べて非常に不利であるというお話がございましたが、休業補償という面から見れば、これは常勤職員であるといふ点を問はず、その点は同じでございます。ただ休業補償全体の水準をもつと上げるべきだといふ御意

見は、これはたびたび私どもも伺つておりますが、何ぶん他の社会保険制度との関連がございませぬので、検討事項ではあらうと思ひますが、今後とも前向きで検討してまいりたいというふうな考へております。

○東中委員 一般職の給与法二十三条で「職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。」これはもう御承知のとおりであります。その趣旨からいいますと、結局公傷の場合ほとんど全部ここで入つていくわけですが、實際上の問題として、法体系の問題は別として、ただ七十九条の適用のないほんの一部の人たちだけが――その人たちは非常に給料が低いわけですね。だから全額もらつても十分な生活保障になるかどうかということ、これは問題が起るわけですね。けれども、これが六〇%だとほんとうに補償にならない。この給与法の考え方からいけば、当然何かの処置を考えなければいかぬのではないかと、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○島政府委員 ただいま公務員が休職になつた場合等の問題を比較されているわけでございますが、これは休職という概念がそういう臨時職員にはなじまないというところからくる違いでございます。したがって、給与法上臨時職員が特に不利になるというところは直接には結びつかない問題でございます。

ただ現実問題として、一般の定員内職員の常勤でございますれば、そういう休職処分ということによつて全額もらうということの対比において、実際にそういう臨時職員の場合には休職処分にはできませんので、当然休業補償に直ちに移動してしまふというところからくる違いがございませぬ。でございますが、全体の補償という点から見ますと、確かにそういう一般常勤職員に比べてその点はやや不利になつておられるというところは事実でございます。したがって、これは今後休業補償の水準をもつと高めるということによつて解決する

しかないとはいえず、その点を今後とも検討課題としていきたい、こういうふうに思います。

○東中委員 総務長官にこの点についてお聞きしておきたいのですが、要するに同じ公務員で、たまたま休職処分という形を受けないだけで公傷の場合に百分の六十、一般の場合は休職処分を受けて私傷の場合でも一年間では百分の八十になっている。これは同じように国家の仕事をやっている、ちょっと身分が違っただけでそれだけ変わるというのには非常に不合理に思うのですが、給与担当大臣としてお考えをお伺いしたいと思います。

○山中国務大臣 人事院の答弁がその内容を物語っているわけですが、心情的にいえば確かに公務に起因する災害といふことははっきり認められた上で、その後の処置について差があるということになりますから、東中委員のおっしゃることは私は無理でないと思っております。しかしながら具体的にそれをどうするかという問題になりますと、ただいまの人事院の局長の答弁というものはもともとございましたように、やはりもう少しもちはもち屋にまかして、そこらの議論を詰めてもらって政府の判断をしたいと思います。

○東中委員 次の問題に入りたいのですが、いわゆる遺族補償の千日分という部分ですが、結論から申し上げて、千日分というのは非常に低いということでもあります。いま労災も千日分になっていきますけれども、民間の間でも矛盾がずいぶん出てきているようにありますし、自動車損害賠償保障法が五百万円に昨年の改正で上がりました。実際公務員の場合のいまの給与水準でいけば、千日分といえは二百五十万に満たない人のほうが多いのではないかと思います。自動車損害賠償保障との関係から見ても、これは非常に低いので、上げられなければならない問題ではないかというように思うのですが、その点どうですか。

○島政府委員 この点は先ほど大出委員から、国がすべて労災に追随しているという御指摘がございましたけれども、実はこの遺族補償一時金千日分というのは、四十一年の法改正によって、国が民

間より一歩先んじて実施したものでございます。先般通過いたしました労災によって、労災のほうも国に合致して千日分にしたという経緯がございます。ただ千日分そのものがはたして現在の他の自賠法との比較から、一体遺族の補償として十分かどうかという点については十分御議論があるかと思っております。したがって、これも他の社会保険制度とも関連する問題でございますが、関係省庁とも十分この点については今後とも相談してまいりたいというふうに思っております。

○東中委員 遺族補償の一時金は、結局民間では、御承知のように最近労災一時金の団体交渉で協約がほとんど獲得されていっています。それを見てみますと、昨年の六月三十日現在で、私のほうの調べたところだけでも、労災の千日分プラス六百万円というのが一企業あります。それからプラス五百万円が十八企業、四百万円台というのが十六企業、三百万円台が百五十七、それから二百万円台が二百十三、百円台が三百二十七、百円未満が百七十六、これは昨年の数字でありますけれども、ことしの六月三十日になると、さらにずつとふえまして、六百万円台が四、五百万円台が百九、四百万円台が百四十八、三百万円台が百八十九、二百万円台が百八十七、百円台が七百二十二、百円未満が二百三十六、非常にふえてきているわけですね。これは上積みをしなきゃいけない、千日分じゃだめということをやっておると思うのですが、しかもこれは相当大企業が多いわけですから、鉄鋼とか造船とか。そういう点から見ますと、労災の場合は、あくまでそれは補償の最低基準でございますし、そこで、それだけずつと上積みされてきている。そうしますと、人事院が代償の機関というたてまえから言っても、しかし千日分ではこれはやはりどうもぐあいが悪いのではないかと。特に鉄鋼や造船のようにほとんど災害が多いところ、そういう補償をされておるわけですか。

○島政府委員 比較的那ういう機会は一般的には少ないわけですが、もしそういう死亡事故が起こったような場合には、やはりちゃんと補償がされるべきだというように思いますので、人事院でこれは額をきめられることになっておるわけでございますから、ぜひ早急にこうした民間の動き等も考えて、大きく上げられるべきじゃないか、こう思うのですが、その点、総裁どうでございますでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 いま労災は最低基準だからという御指摘がありました、全くそのとおりで、私も考えております。もう一つ、私どもが考えておりますのも、そういうものであるというよりは、また十分根拠にしながら少しもよりよくということもまいておるので、たとえ千日分について、いま局長から、ちょっと労災より先に行つたのだということをお慢がてら申し上げましたが、そのときも、やはり労災の基準は最低基準なから、われわれのほうは、たとえは団交によって上積みができるというたてまえになっておるのだから、そこところは十分考えて、少し先ばししてもおしかりはあるまいよということをお話しながらやっております。その気持ちはずっと今後とも続けて、公務員のためによかれかしという方向で常に邁進いたしてまいりたいという気持ちでございます。

○東中委員 総務長官も、ひとつその点で、やはりそういう方向を考えてもらおうということはどうでしょうか。

○山中国務大臣 私は人事院の存在を高く評価しておる立場にありますから、人事院のそういう考え方が出ますれば、いづれまた財源主管省その他の議論等もありましようけれども、私としては、やはり人事院サイドの考え方が、これは国家公務員の立場を守ってあげる立場にある大臣としての行動をとりたいたいと思っております。

○東中委員 これで終わります。

○天野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○天野委員長 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案に對し、

て、塩谷一夫君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の各派共同をもって修正案が提出されております。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案に對する修正案
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案の一部を次のように修正する。
附則第二項中「以下「国際機関等」という」を「次項及び附則第四項において「国際機関等」という」に改める。
附則に次の二項を加える。
(国会職員法の一部改正)

6 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第九章中第四十一条を第四十五条とし、同章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章 国際機関等への派遣
第四十一条 各本部長は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、その所属国会職員(両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)を派遣することができる。

一 わが国が加盟している国際機関
二 外国政府の機関
三 前二号に準ずる機関で、両議院の議長が協議して定めるもの
各本部長は、前項の規定によりその所属国会職員を派遣する場合には、当該国会職員同意を得なければならない。

第四十二条 前条第一項の規定により派遣された国会職員(以下「派遣国会職員」という。)は、その派遣の期間中、国会職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四十三条 派遣国会職員に関する給与、旅

費、災害補償、退職又は死亡の場合における年金及び一時金、退職手当等並びに派遣国会議員の職務への復帰及び復帰時における処遇については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第 号）第三条に規定する派遣職員の場合による。

第四十四条 前三条の規定の実施に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。
（国会職員法の一部改正に伴う経過措置）

7 この法律の施行の際現に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、前項の規定により改正後の同法第四十一条第一項各号に掲げる機関（以下「国際機関等」という。）の業務に従事している国会職員及び施行日前に国会職員法第十三条の規定により休職にされ、国際機関等の業務に従事していた期間を有する国会職員のうち、引き続き施行日において国会職員として在職しているものの処遇等については、附則第二項及び附則第三項の規定の例による。

○天野委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。塩谷一夫君。

○塩谷委員 ただいま議題となりました国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案に対する自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党共同提案にかかる修正案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

その要旨を申し上げます。
本法案は、国際協力等の目的で国際機関等へ派遣される一般職の国家公務員の処遇等について統一的な制度を定めようとするものであります。国会職員につきましても、一般職の職員と同様の措置を講ずることを適当と考えまして、その附則において、国会職員法の一部を改正し、所要の規定を設けようとするものであります。よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○天野委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 これより両案及び国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案に対する塩谷一夫君外三名提出の修正案について、討論に入るのではありませんが、別に討論の申し出もありませんので、順次採決いたします。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律案について採決いたします。まず、塩谷一夫君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本法案は修正議決すべきものと決しました。次に、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本法案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○天野委員長 次に、本案に対し、塩谷一夫君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の各派共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者の趣旨の説明を求めます。塩谷一夫君。

○塩谷委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、五党共同提案にかかる附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、次の事項について速かに善処するよう要望する。

- 一 公務災害の予防及び職業病の発生防止に努力し、公務災害の絶滅に努めること。
- 二 国家公務員の障害補償、遺族補償、休業補償、葬祭補償等について、引き続きその改善に努めること。
- 三 通勤途上の災害の取扱いについて、検討を加え、その改善を図ること。
- 四 平均給与額の算定について、期末、勤勉手当の算入につき検討すること。

本附帯決議案の趣旨につきましては、本委員会における質疑を通じて、すでに明らかであると存じますので、よろしく御賛成をお願いいたします。

○天野委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本案に対しては附帯決議をすることに決しました。

この際、山中総理府総務長官より発言を求められておりますので、これを許します。山中総理府総務長官。

○山中総務大臣 ただいま決定されました附帯決議につきましては、その趣旨を体しまして、人事院とともに十分検討を加えてまいりますつもりでございます。（拍手）

○天野委員長 なお、ただいま議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時十八分散会